

紙おむつ使用世帯の皆様へ



平成30年4月1日から、紙おむつは  
**中身の見える袋等**でも出せます！！

※従来通り、市町共通指定ごみ袋（可燃）の中に入れて出すこともできます

【出し方】

中身が出ないように  
口をしぼる

白色／乳白色で、  
透明・半透明の  
**外から中身の見える袋**

紙おむつ  
御殿場大町

汚物等は取り除き  
**紙おむつだけ**入れる

袋の表面に「**紙おむつ**」  
と「**氏名等**」の両方を  
必ず記入する

～可燃ごみの収集日に集積所に出してください～

**注意**

次のような状態で作された袋は回収されませんので  
注意してください。



他のごみが混ざっている



色付き・中身の確認できない袋  
旧市指定ごみ袋・紙袋・布袋



記名等が無い



※裏面へ続く

平成30年4月1日から

## 「紙おむつ」の出し方が増えます！

「紙おむつ」は中身の見える袋等に入れて可燃ごみとして集積所に出すことができるようになります。

ルールを守り、正しい排出方法で「紙おむつ」を出すよう皆様の御協力をお願いします。

<p>使用できる袋</p> 	<p>◎ 白色／乳白色で、透明・半透明の中身の確認できる袋のみ</p> <p>※使用できない袋※</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中身の確認できない袋</li><li>・色付きの袋</li><li>・御殿場市旧指定ごみ袋</li><li>・紙袋、布袋・・・等</li></ul>
<p>出し方</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記の「使用できる袋」の表面に「紙おむつ」と「氏名等」の両方を必ず記入する。</li><li>・汚物は取り除き（トイレに流す）、紙おむつだけを「使用できる袋」に入れる。</li><li>・中身が出ないように口をしぼり、可燃ごみの指定日に集積所に出す。</li></ul>

●従来通り、市町共通指定ごみ袋（可燃）の中に入れて出すこともできます。

●焼却センターへ自己搬入する場合は、集積所へ出す方法と同じであれば減免対象となります。

●「氏名等」…指定ごみ袋に記入する際と同様、原則的に氏名（フルネーム）の記入となりますが、集積所利用者が互いに確認できるものとして世帯番号やアパート名+部屋番号でも記名に代えることができます。

**注意**

「使用できない袋」「紙おむつ」と「氏名等」の記入がない  
「紙おむつ以外の他のごみが混ざっている」等の状態で出された  
場合、**その袋は回収されません。**

問い合わせ先

リサイクル推進課 0550-88-0530